【7】緊急事態発生時の措置

事故が発生したとき，又は安全管理に必要な点検の結果，異常を認めたときは，以下のフローチャートに沿って対応する。（規則第22条）

特定病原体等による汚染・事故・災害等発見者

（作業責任者，病原体等取扱主任者又は部局長に通報）

通報

通報

通報

部 局 長

氏名　○○○○

内線　○○○○

携帯　○○○○

・事態の状況を必要な部署に周知

・感染症予防安全委員会委員長及び病原体等取扱主任者と協議の上，直ちに必要な措置(実験の一時停止及び病原体等に汚染された者又は汚染されたおそれのある者に対する医師の診察又は処置を含む。) を講じる

・事態の状況及び講じた措置について学長及び感染症予防安全委員会委員長に報告

作業責任者

氏名　○○○○

内線　○○○○

携帯　○○○○

・周辺にいる者に緊急事態の発生について周知

・安全管理に関するマニュアルに従った応急の処置

病原体等取扱主任者

氏名　○○○○

内線　○○○○

携帯　○○○○

・管理区域内の作業従事者を退去

・管理区域の給排気系を閉じ管理区域を密閉

連絡

連絡

緊急時の通報

連絡

関係機関

（警察署，消防署）

連絡先

○○○○

○○○○

部局担当課長・事務長

　氏名　○○○○

　内線　○○○○

　携帯　○○○○

必要に

応じて

連絡

必要な措置を講じる

報告

報告

必要な措置を講じる

感染症予防委員会委員長理事（研究担当）

氏名　○○○○

内線　○○○○

携帯　○○○○

・部局長の報告後，委員会を招集し，実験の再開，中止その他必要な措置について調査・審議し，その結果に基づき学長に意見を具申する

報告

研究推進課長

氏名　○○○○

内線　○○○○

携帯　○○○○

連絡

報告及び必要に応じて災害時応急措置届出書（施行規則別記様式19）の届出

厚生労働省 健康局

結核感染症課

03-3595-3097

必要な措置について意見を具申

学　長

※使用学部等において連絡先等を記載すること。

※厚生労働省「特定病原体等に係る事故・災害時対応マニュアル」を確認すること。

※必要又は不要となる事項がある場合は、適宜修正追加等をして使用するものとする。